

令和6年度

伏木海上保安部シャワー室設置工事

第九管区海上保安本部

第一章 工事概要

1. 工事名称

伏木海上保安部シャワー室設置工事

2. 工事場所

伏木海上保安部

〒933-0105 富山県高岡市伏木錦町 11-15 伏木港湾合同庁舎内3階

3. 工事期間

契約締結日から令和7年3月21日(金)まで。

4. 担当部署

事務所名 第九管区海上保安本部総務部経理課(仕様、監督)

所在地 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1-4

電話 025-285-0118

事務所名 伏木海上保安部管理課(現場監督・検査)

所在地 富山県高岡市伏木錦町 11-15

電話 0766-44-0197

5. 官給品

なし

第二章 一般共通事項

1. 適用範囲

(a) 工事実施に際しては、設計図書に従い施行する。

(b) 本仕様書に記載のない事項でも、自然付帯する事項は請負金額の範囲内で実施する。

2. 設計図書

設計図書とは、図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む)をいう。

3. 監督職員

監督職員とは、「第九管区海上保安本部長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。

4. 疑義に対する協議

設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議し、その指示に従う。

5. 現場の納まりなどの関係による協議

現場の納まり、取り合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。なお、軽微な変更等であれば請負金額の変更は行なわない。

6. 諸 届

工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等は速やかに実施し、工事工程に支障を及ぼさないように注意する。また、これに要する諸費用も負担する。

7. 現場代理人及び主任技術者

(a)現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。

(b)建設業法第 26 条に定める主任技術者(監理技術者)はその資格を証明する資料を監督職員に提出し承諾を受ける。

8. 工事現場の安全衛生管理

(a)工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行なう。ただし、別に責任者を定める場合はこれによるものとする。

(b)工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行なうなど、事故の防止に努める。

9. 災 害 及 び 公 害 の 防 止

工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。また、第三者に対して損害を与えた場合は、請負者の責任において適正な補償を行わなければならない。

(1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。

(2) 公害の防止に努める。

(3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。

(4) 気象の変化に注意し、事故防止に努める。

(5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。

10. 臨 機 の 処 置

災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

11. 養 生

従来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生及び保護を行なう。

12. 工 程 表

着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承認を受ける。

13. 施工計画書

工事着工に先立ち、施工計画書を作成し、監督職員に提出する。ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

14. 施工図、原寸図、見本その他

施工図、原寸図、見本などは、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。ただし、作成の必要性の少ないものは監督職員の承諾を受けて省略することができる。

15. 職方への指示

12. 13. 14. により作成した図書などは、関係する職方に周知徹底させる。

16. 材料

(a)材料は、新品とし、18. により合格したもの又は、承諾を受けたものとする。

(b)材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。

(c)設計図書による「JIS(日本工業規格)の規格品」と指示された材料は、JIS マーク表示のあるもの又は JIS の規格証明書の添付されたものとする。

(d)調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して承諾を受ける。

17. 材料搬入の報告

材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督職員に 27. の工事報告で報告する。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。

18. 材料の検査

(a)材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

(b)合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。

19. 材料検査に伴う試験

(a)試験は下記の場合に行なう。

(1) 設計図書に定められた場合。

(2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。

(b)供試体は、監督職員の承諾を受けて作製する。

(c)試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場など適切な場所で行なうものとし、その決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。なお、公的試験所で行なう場合を除き、原則として監督職員の立ち会いを受ける。

(d)試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。

20. 施工

施工は、設計図書及び 12. 13. 14. による監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、現寸図などに従って行なう。

21. 技能士

技能士は職業能力開発促進法による一級技能士の資格を有し、合格証明書を監督職員に提出して、承諾を受けた者とする。ただし、作業の一部が軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。

22. 施工の検査

監督職員の検査は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は別に指示する。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員の指定した工程に達した場合。

23. 施工の立ち会い

監督職員の立ち会いは、下記の場合に行う。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員が特に指示する場合。

24. 施工検査に伴う試験

(a) 試験は下記の場合に行う。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合

(b) 供試体の作製及び試験所等は、19. による。

25. 他工事との出合

他の請負者によって施工される工事との出合となる場合、監督職員の指示に従い関係請負間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。

26. あと片付け

工事完成に際しては、あと片付け及び清掃を行う。

27. 工事報告

工事の進捗、材料の搬入、搬出、作業員の作業、気象状況等を記載した報告書を原則として毎週作成し、監督職員に提出する。

28. 工事写真

工事着工前から工事完成まで工事の施工順に撮影し、サービス判、各 1 枚をアルバムに整理して監督職員に提出する。

特に工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認できない部分の撮影を忘れないよう十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するよう、スケール、ポール及び箱尺等を同時に撮影する。

29. 完成写真

正面・側面等2～3方向から撮影し監督職員に提出する。

30. 竣工検査

現場代理人は検査に立ち会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成されていない場合は、検査職員の指示に従い、請負人の負担において適切な措置を講じなければならない。

31. 官給品等

(a)本工事において、官給品がある場合は、現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。

- (1) 官給品の引き渡しを受ける際には、現場に立ち会い、「官給品受領書」を 2 部提出する。
- (2) 官給品の保管場所・保管方法並びに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。
- (3) 官給品の使用が終了したときは、「官給品精算書」を 2 部提出して確認を受け引渡を行う。

(b)本工事において、撤去品が発生した場合、現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。

- (1) 撤去品の保管場所・保管方法並びに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。
- (2) 監督職員の指示する場所に運搬し「撤去品発生通知書」を 2 部提出する。

32. 完成図書等

工事完成後、完成図書、取扱説明書その他監督職員の指示する図書を提出すること。

第三章 工事仕様

図面及び仕様書に記載のない事項は下記による

- 「公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)」
- 「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)」
- 「電気通信設備工事共通仕様書」:国土交通省大臣官房技術調査課編集

本工事にあたって、撤去した発生材等は関係法定に従い適正に処置し、撤去にあたっては、建設リサイクル法等関係法令に準拠し適正に処分すること。

又、産業廃棄物処理については、マニフェスト及び搬出入状況写真等により管理し適法に行うこと。

使用する材料は、製作図等を提出の上、監督職員の指示を受けること。

1. 仮設等工事

- (1) 設置工事前に安全に作業できるよう足場を設置し、養生を行うこと。
- (2) 給排水管等設置のため、工事場所下階(2階)の天井板を撤去すること。
- (3) 工事資材や処分廃材の運搬及び搬入・搬出は付帯とする。
- (4) 設置工事後、室内の清掃を行うこと。

2. 設置工事

(1)内装

イ 別図1の赤色で示された箇所に新しく壁を設置すること。

また、壁の下地はLGS65(軽量鉄骨)とし、その上に石膏ボードを貼りつけた後に合成樹脂エマルションペイント(24.3 m²)で塗装すること。

なお、床から天井までの既設天井高は、2550 mmである。

ロ イで設置する壁に出入口扉(枠付きの片開戸、750×1900)を取り付けること。

ハ 別図1の薄黄色で示した場所にフリーフロア(H150mm、面積5.0m²)を設置し、その上に床板と塩ビシート貼り付けること。

なお、フリーフロア設置後、枠も設置することとする。

ニ 廻り縁及び巾木を天井や床と壁の隙間を塞ぐために設置すること。

ホ 脱衣室からシャワーユニットへ入る扉のところに額縁を設置すること。

ヘ 額縁の木材部分を油性調合ペイント(6.0 m²)で塗装すること。

ト 枠については、クリアラッカー(1.5 m²)で塗装すること。

(2)電気設備

イ シャワーユニット内部及び脱衣室内に照明を新設すること。

なお、シャワーユニット内の照明は防湿タイプとし、脱衣室内には非常照明も取付けること。

ロ 照明用スイッチを室内に設置すること。

ハ 室内に館内放送が聞こえるようスピーカーを設置すること。

ニ 別図1での各設置箇所はおおよそを示した場所のため、詳細な設置位置は監督職員と打ち合わせを行い、決定すること。

(3)シャワーユニット

- イ 別図1で示す箇所にシャワーユニットを設置することとし、設置に伴う付属金具等は付帯とする。
- ロ シャワーユニットの搬送及び組立作業は付帯とする。

(4)配管調査

- イ 2階天井裏に設置されている既設の各配管現状を確認し、新しく設置する給水・給湯・排水管が別図2に示すようにシャワーユニットから給湯室までの各配管を調査すること。
- ロ 調査後、現状を監督職員へ報告し、各配管の具体的な設置位置等については、協議により決定するものとする。
また、調査の結果、給湯室からの配管敷設が不可の場合は、別途協議する。

(5)給水管

- イ 新設する配管のため、3階床に施工用の穴を開けることとし、開けた穴の断面等は浸食等を防ぐため補修すること。
- ロ パイプスペース内の既設給水管からシャワーユニットまで給水管を新設する。
- ハ 給水管は水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(呼び径 20mm)で、継手、接合材、支持金物は付帯とする。
なお、設置する給水管の長さは仮に 12mとする。
- ニ 新設した給水管に保温処置を施し、使用する保温材は、グラスウール保温材又は同等(呼び径 20mm)で接続金物は付帯とする。

(6)給湯管

- イ 新設する配管のため、3階床に施工用の穴を開けることとし、開けた穴の断面等は浸食等を防ぐため補修すること。
- ロ パイプスペース内の既設給湯管からシャワーユニットまで給湯管を新設する。
- ハ 給湯管は給湯用ステンレス管で、継手、接合材、支持金物は付帯とする。
なお、設置する給湯管の長さは仮に 15mとする。
- ニ 新設した給湯管に保温処置を施し、使用する保温材は、グラスウール保温材又は同等で接続金物は付帯とする。

(7)排水管

- イ 新設する配管のため、3階床に施工用の穴を開けることとし、開けた穴の断面等は浸食等を防ぐため補修すること。
- ロ パイプスペース内の既設排水管からシャワーユニットまで排水管を新設する。
- ハ 給水管は排水用耐火 2 層管(呼び径 50mm)で、継手、接合材、支持金物は付帯とする。
なお、設置する排水管の長さは仮に 13mとする。

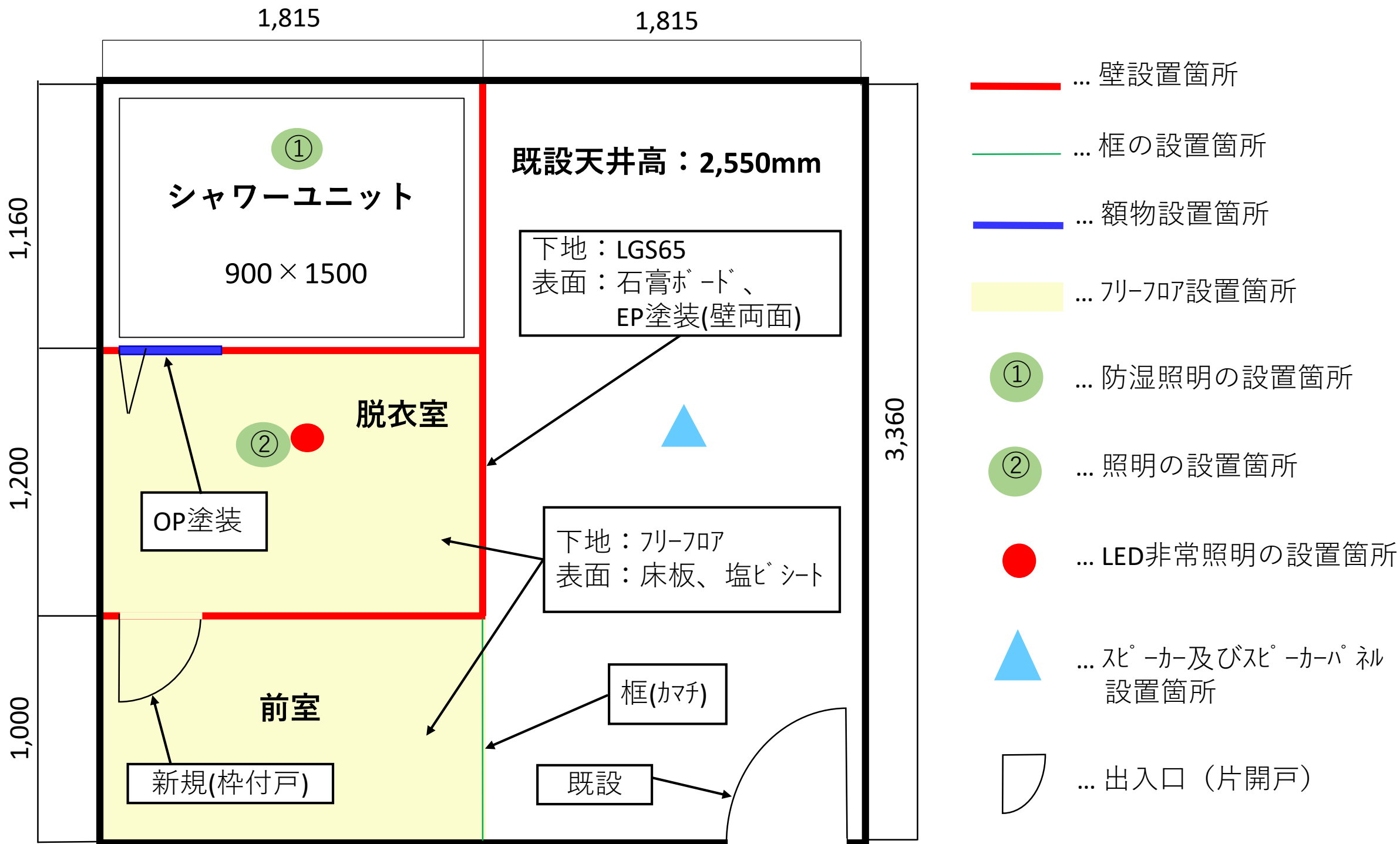
(8)その他

- イ 配管の設置が完了後、給水、給湯、排水に問題がないか確認すること。
- ロ 給排水管等設置のため撤去した 2 階天井板を設置すること。
なお、設置する際は、吸音板及び石膏ボードを貼りつることとする。

別図 1

室内設置位置図

※電気設備の位置はおおよその場所であり、詳細な設置位置は監督職員と打ち合わせ後に決めることとする。



別図 2

配管設置図面

※各種配管の設置場所は、既設配管位置の調査後に協議し、決定するため、本図ではシャワー室から給湯室までのおおよその位置を示すものである。

- ・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管（呼び径20mm）
- ・ 保温処置を施す

- ・ 給湯用ステンレス管
- ・ 保温処置を施す

- ・ 排水用耐火2層管（呼び径50mm）

